

福岡県田川地区消防組合職員の厚生福利制度に関する条例施行規則

〔昭和 48 年 6 月 14 日〕
規 則 第 4 号

改正 平成 7 年 3 月 31 日組合規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、福岡県田川地区消防組合職員の厚生福利制度に関する条例(昭和 48 年条例第 1 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第 2 条 条例第 1 条の規定に基づき設置された厚生会は、福岡県田川地区消防組合職員厚生会(以下「厚生会」という。)と称する。

(規約の設定)

第 3 条 厚生会の規約は、厚生会の構成員が民主的な方法で定める。

(事業の運営)

第 4 条 厚生会は、収入の範囲内において、将来の運営に支障を生じないように給付の内容及び事業目的を定めなければならない。

(交付申請)

第 5 条 厚生会は、条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、必要な資金の交付を受けようとする場合には、交付申請書(別記様式)を管理者に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第 6 条 厚生会は、毎年 6 月までに前年度の事業報告書及び収支決算書を管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 7 年組合規則第 3 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第5条関係）

<p>交 付 申 請 書</p>	
<p>平成 年 月 日</p>	
<p>福岡県田川地区消防組合 管理者 殿</p>	
<p>申請者 福岡県田川地区消防組合職員厚生会 会長 印</p>	
<p>福岡県田川地区消防組合職員の厚生福利制度に関する条例施行規則第5条の規定に基づき 下記のとおり厚生会委託料の交付を申請します。</p>	
<p>平成 年度 厚生会委託料</p>	<p>円</p>
<p>交付希望年月日</p>	
<p>そ の 他</p>	
<p>受 付</p>	<p>処 理</p>

注 印欄は記入しないこと。